

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年12月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事
記

1. 公示件名：インドネシア国下水道事業経営能力向上プロジェクト
【有償勘定技術支援】
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：インドネシア国下水道事業経営能力向上プロジェクト
【有償勘定技術支援】

調達管理番号：25a00194

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年12月17日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国下水道事業経営能力向上プロジェクト【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年4月～2030年4月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年4月～2028年4月

第2期：2028年5月～2030年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えるので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞ

れの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の18%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

（6）部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2027年2月頃）
- 2) 2027年度（2028年2月頃）
- 3) 2028年度（2029年2月頃）
- 4) 2029年度（2030年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ第一チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年12月23日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年12月24日 12時まで
3	質問への回答	2026年1月9日 まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年1月30日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年2月10日 まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「インドネシア国下水道事業経営能力向上プロジェクトプロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00326）の受注者（株式会社日本開発サービス）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先： <https://forms.office.com/r/WWmFWz5cH6>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- 1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章3. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章3. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（<https://partner.jica.go.jp/>）
(ただし、パスワードを除く)

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章3. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章3. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開

封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書IIとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

▣ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➢ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	予算措置（収支改善、特に料金徴収制度） に関し、ジャカルタ特別州およびバリ州における汚水管理サービス当局の適切な財務計画策定を促す方策について ➢ 本邦の公営企業会計の実践的な知見を活用し、提案することが望ましい。	・第4条 業務の内容 (1) プロジェクトの活動に関する業務 ・①成果1：活動1-3 ・②成果2：活動2-3 ・③成果3：活動3-4

2	<p>デンパサールでのパイロット事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存施設、管渠の管理向上のために試行的に実施するパイロット・リハビリ工事の素案（機材費・工事費込みで1,500万円／件以内を想定（最大））。なお、同一の契約履行期間内で1,500万円を上限としています（1期、2期と期分けする場合は1期：1,000万円、2期：1,500万円、合計で上限2,500万円）。 ➤ 処理施設、管渠で各1カ所等、複数提案可。本邦自治体において、適用実績がある提案が望ましい。 ➤ 工事概要およびその計画設計・安全監理の手法などを含むこと（収支改善に資する根拠を示すこと）。 ➤ 詳細計画策定調査報告書「付属資料8 デンパサール下水道整備事業における現実的な改善提案」を参照のこと。但し提案はこの内容に限らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条 業務の内容 （1）プロジェクトの活動に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・②成果2：活動2-4、活動2-5、活動2-6 ・③成果3：活動3-2 ・第7条 機材調達 等
3	<p>本邦研修を実施する場合の、テーマ、回数、対象人数及び対象機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条 業務の内容 （1）プロジェクトの活動に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・①成果1：活動1-7 ・②成果2：活動2-6 ・③成果3：活動3-3

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用（ローカルコンサルタント・再委託等）が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年8月

（JICA図書館公開サイト：

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000054623.pdf>）

・ RD署名：2025年12月1日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本事務に係る実施方針（1～2項）及び留意事項（3～8項）

- (1) 本事業は JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）における「気候変動」の協力方針であるコベネフィット型気候変動対策に基づく協力である。さらに「環境管理」分野の JICA クリーン・シティ・イニシアティブではクラスター事業戦略として「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」を掲げており、公的な汚水処理の運営主体に対する施設整備と能力強化支援を行うもの。
- (2) 本事業は、事業実施を通じた関連する有償資金協力の開発効果の発現・増大だけではなく、今後のジャカルタ特別州とバリ州デンパサールの両事業における下水道事業の運営能力の向上に寄与するもの。ジャカルタ特別州においては、現在、円借款「ジャカルタ下水道整備事業（第6区）（フェーズ1）」（2019年借款契約承諾）及び「ジャカルタ下水道整備事業（第1区）」（2020年借款契約承諾）を通じてハード面の下水道整備を支援している。バリ州デンパサールにおいては、1994～2014年に実施された円借款「デンパサール下水道整備事業」（フェーズ1及び2）及び自国予算により下水道インフラ施設が整備されている。
- (3) ジャカルタ特別州への技術支援の留意点
- (ア) 円借款事業は公共事業省（PU）が実施機関となっている一方で、建設後の施設の運用・料金徴収・汚水処理はジャカルタ特別州水資源局（DSDA）の責任となるため、PUの関与を促しつつ、地方レベルでのオーナーシップの醸成が不可欠であり、DSDAの権限の中で優先事項である以下の活動を実施する。
- (イ) ジャカルタ特別州において下水道施設を管理する PAL JAYA は、現在進行中の円借款事業ジャカルタ下水道整備事業（第1区、第6区）で建設されるような大規模な下水道施設を維持管理した経験がなく、本事業では、彼らが自力で下水道施設を維持管理できるように必要な技術の移転や改善の提案を行う。
- (ウ) 重要な課題として、円借款事業（Zone1）で設計された管渠は遮集式（大口下水ユーザの限定された接続）であり、施設稼働後に全体計画上の汚水が流入し、OM費用が嵩む一方で、これに見合う収入が確保されていない。円借款と本事業のデマケに関しては、Zone1で予定されているソフトコンポーネントは下水処理場のオペレーター要員の教育のみ。戸別接続の促進に関しては、Zone1 パッケージ4（パイロットエリア）で約45ha、1,100軒の戸

別接続工事が予定されている。本事業では、パイロットエリアでの本体工事等の教訓を記録に残し、DSDA または PAL JAYA が初期の維持管理を行う。地方政府予算（APBD）を申請・確保し、適切に稼働を開始し、下水道の顧客数を増やして自立的に面整備（拡張工事、戸別接続）を行うための能力強化（投資・財務計画策定、インフラ整備・アセット管理上の問題解決、設計スタッフ作成等）を行う（成果1）。

（4）バリ州デンパサールへの技術支援の留意点

バリ州デンパサールにおいて、既存下水道インフラ施設で、下水管路では腐食性ガスによる下水管破損やそれに伴う道路陥没事故の発生、下水処理場では故障した機器が修理されず所期の性能を発揮できていない。本事業では、本邦自治体等での包括的なアセットマネジメントを例にキャパビルを行う（原因分析・設計変更対応能力・予防保全）。原因究明を行うとともに、好事例となり得る必要工事の調査・工事費積算を行い、パイロット的にリハビリ工事を履行すること（受注者がパイロット工事の品質管理責任を負う）。これ以外に提案された改良工事については地方政府予算（APBD）の申請と確保を促し、工事実施を図る（成果2）。

（5）料金制度の改訂

料金徴収表の改訂については、ジャカルタ特別州、デンパサールとも、それぞれの機関においてトライアルが行われている。インドネシアでは、文化的な背景から低所得者層からの料金徴収や課税への抵抗があり、政治的にデリケートな課題でもあるため、先方が外部からの支援を希望していないことから、CP 側の自発的な取り組みを優先し、日本側からの支援は必要最低限の関与に留める。

（6）中央政府に対しての技術支援の留意点

中央省庁に対しての支援の構築として、下水道施設について、建設後は管轄の地方政府・公社へ移管するため、中央政府からの十分なモニタリングがされず現状が把握されていない。PU は、対処方針に基づき詳細計画策定調査の調査団が提案した活動案（現状の管理監督体制の把握、持続可能な維持管理に向けた技術開発・基準、体制整備等のあり方の検討、管轄公社を監督する取組み等への支援）は急務であるとの意向を表明し、同案に同意した。これらの活動を通じ、PU が監督省庁としての当事者意識を高め、運営維持管理段階を含めた下水道行政のリーダーシップを果たし、地方政府の下水道事業へのモチベーションが向上することを意図し支援を行う。地方自治や地方行政のアセット管理に関する根拠法及び関連事業の運営状況の解析も行い、具体的な活動に反映させることとする（成果3）。

（7）気候変動対策とのコベネフィットの追求

円借款事業では、気候変動への適応への貢献（都市排水の機能を向上し、気候変動の影響として想定される豪雨による都市浸水及びそれに伴う公衆衛生環境等の悪化を低減）を想定しており、本事業においても適応策の効果発現に向けた技術支援を行う。

（8）自治体との連携

本事業では、本邦自治体からの実践的な知見の共有のため、本契約以外にも本邦自治体職員等の短期調査団派遣等を想定している。具体的な自治体との連携体制については契約後に JICA にて検討の上、受注者へ打診する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

（成果1：ジャカルタ特別州第1区・第6区における都市規模の汚水管理の適切なアセット管理と持続可能なO&Mのための組織的・技術的能力が向上する。）

活動1-1：適切なアセット管理及び持続可能なO&Mのための準備として、汚水管理サービス当局（ジャカルタ特別州政府とPAL JAYA）の組織制度上の能力評価を実施する。

活動1-2：適切なアセット管理と持続可能なO&Mのための、収入とO&M経費の予測を含む財務分析を行い、収入見込改善のための提案を行う。

活動1-3：DSDAとPAL JAYAの次期経営計画の策定、及び適切なアセット管理と持続可能なO&Mのためのジャカルタ特別州の役割確認を通して、組織制度・財政的に必要な強化と改善策を提案する。

活動1-4：効率的な管渠システム（建設）と下水道サービス利用者を増加させる目的で、現行制度（管渠工事及び料金体系に関する調査研究を含む）の分析を実施する。

活動1-5：ジャカルタ特別州第1区・第6区の戸別接続のため新しい管渠（面整備）エリアの測量・計画・設計を実施する。

活動 1-6：既存インフラ施設（管渠網及び、IPALD と IPLT を含む汚水処理施設）において必要とされる、物理的な改善事項を特定するための調査を実施する。

活動 1-7：インフラ施設／設備の健全性についての定義付けを含め、適切なアセット管理のための予防保全における計画・優先順位付けと実施のための手順を開発し実践する。

活動 1-8：下水道サービス利用者を増加させるため、市民の意識を高める計画を策定し実行する。

活動 1-9：ジャカルタ特別州 第1区・第6区のコベネフィット型気候変動対策として見込まれる活動をレビューし、定量的・定性的な評価を実施する。

② 成果 2 に関する活動

（成果 2：デンパサールの既存施設における都市規模の汚水管理の適切なアセット管理と持続可能な O&M のための組織的・技術的能力が向上する。）

活動 2-1：適切なアセット管理及び持続可能な O&M のための準備として、汚水管理サービス当局（バリ州政府と UPTD PAL）の組織制度面での能力評価を実施する。

活動 2-2：適切なアセット管理と持続可能な O&M のための、収入と O&M 経費の予測を含む財務分析を行い、収入収入見込み改善のための提案を行う。

活動 2-3：UPTD PAL の次期経営計画の策定及び適切なアセット管理と持続可能な O&M のためのバリ州政府の役割の確認を通して、組織制度・財務的な整備に必要な強化と改善策を提案する。

活動 2-4：既存のインフラ施設（管渠網、IPALD（家庭排水処理施設）と IPLT（汚泥処理施設）を含む汚水処理施設）において必要とされる、物理的な改善を特定するための調査を実施する。

活動 2-5：必要なりハビリ工事のための計画を準備し、パイロット・リハビリ工事を履行する。

活動 2-6：インフラ施設／設備の健全性の定義付けを含む、適切なアセット管理のための予防保全の計画、優先順位付け、実施の手順を開発し、実践する。

活動 2-7：下水道サービス利用者を増加させるため、市民の意識を高める計画を策定し実施する。

活動 2-8：デンパサールのコベネフィット型気候変動対策として見込まれる

活動をレビューし、定量的・定性的な評価を実施する。

③ 成果3に関する活動

(成果3：都市規模の汚水管理の適切なアセット管理と持続可能なO&Mが中央政府によって促進される。)

活動3-1：州／地方政府で資産管理される衛生インフラ施設（IPALD、IPLT、管路施設と設備）の健全性と運営状態をレビューする。

活動3-2：インドネシアにおける都市規模下水管理について、適切なアセット管理と持続可能なO&Mのためのベスト・プラクティスとケース・スタディを収集し、解析する。

活動3-3：国・州レベル間における都市規模の汚水管理の適切なアセット管理と持続可能なO&Mに関する対話を促進させる。

活動3-4：都市規模の汚水管理における適切なアセット管理と持続可能なO&Mのため、最低限の技術的な要求事項とベンチマークに関するガイドラインを整備し、州／地方政府への指導を行う。

活動3-5：ジャカルタ特別州第1区・第6区とデンパサールでのプロジェクト活動から得られる学びと教訓をまとめる。

活動3-6：インドネシアの汚水管理におけるコベネフィット型気候変動対策の統合を支持する。

（2）本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	下水道事業の経営計画、施設の維持管理等。関係者が一堂に会してアクションプラン等を策定することにより、プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 2回（定額は2回分で計上） ➢ 現時点では2回実施を想定（1回目は2年目に実施、2回目は3～4年目の間に実施を想定） ➢ 研修の実施回数については、契約締結後に改めて協議、最終決定する予定。
対象者	PU、DSDA、Perumda PAL JAYA、UPTD PAL 等

参加者数	約 15名以内/回
研修日数	約 14日以内（移動日を含む）/回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。なお、戸別接続に関するベースラインデータは関係事業者より入手可能。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本業務では、活動 1-9、2-8、3-6 に基づき、コベネフィット型気候変動対策としての評価を実施する。本事業は、汚水、汚泥の適切な処理を行うことにより温室効果ガスの排出が削減され、気候変動対策の緩和策に貢献する。また、海面上昇対策による下水処理施設のレジリエンス強化により、気候変動への適応策に貢献する。これらの事業特性に基づき、本事業は気候変動対策と SDGs とのシナジーを最大化しトレードオフを最小限にする、コベネフィット型気候変動対策を実行している事例として取り組むべく、インドネシア政府と協働し、具体的には以下の活動をプロジェクトの計画に取り入れることが合意された。
 - A) 対象地域（ジャカルタ特別州の第 1 区・第 6 区、デンパサールの既存施設）におけるコベネフィット型気候変動対策として見込まれる活動をレビューし定量的・定性的な評価を実施する（活動 1-9、2-8）。
 - B) インドネシアの汚水管理におけるコベネフィット型気候変動対策の統合を支持する（活動 3-6）。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、活動内容に記載されている関係機関の実務者を対象とし、アセット管理能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、プロジェクト開始後早い段階で発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

- 本事業の対象地に関しては、関連する有償資金協力本体事業にて環境社会配慮の調査を実施済。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』(特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	2026 年 4 月中～下旬	英語	電子データ	
モニタリングシート	6 ル月毎（年 2 回）	英語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
事業完了報告書	第 2 期契約履行期限末日	日本語 英語	製本 CD-R	和文 10 部 英文 8 部 1 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS: Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

(ク)合同調整委員会議事録等

(ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) ジャカルタ特別州第1区・第6区における戸別接続エリア拡大に必要な、工事仕様書等の設計図書類（成果1に関する指標1.2.）
- (2) アセット管理と持続可能なO&Mのためのガイドライン（成果1に関する指標1.1.、成果2に関する指標2.1.、成果3に関する指標3.1.）
- (3) コベネフィット型気候変動対策の評価レポート（成果3に関する指標3.2.）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

項目	仕様	数量	見積の取扱
1 戸別接続促進	ジャカルタ特別州第1区・第6区における、円借款事業で整備予定の幹線管渠からの戸別接続促進。およびデンパサールにおける戸別接続の改善。 (想定規模：1,600万円／2都市、4年間)	1回	定額計上

2	管渠調査（設計）	ジャカルタ特別州第1区・第6区における本事業での管渠調査業務。 (想定規模：800万円／1都市、4年間)	1回	定額計上
3	管渠調査（管渠リハビリ）	デンパサールにおける本事業での管渠調査業務。 (想定規模：800万円／1都市、4年間)	1回	定額計上
4	工事補助（デンパサール）	デンパサールにおける本事業でのパイロット・リハビリ工事の補助業務。 (想定規模：800万円／1都市、4年間)	1回	定額計上

第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

なお、一つの契約履行期間内で機材調達金額の上限1,500万円となるため、以下2項目で合計3,000万円以内（2年毎の期分け）を想定。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	現地調査に必要な装置とツール	ジャカルタ特別州第1区・第6区、およびデンパサールにおける管渠調査業務を想定 (1期契約期間に上限500万円)	1式	供与機材／事業用物品	定額計上
2	工事用機材（工事費含む）	デンパサールにおけるパイロット・リハビリ工事／関連資機材 (1期、2期契約期間に夫々上限1,000万円、1,500万円)	2式（施設・管渠で各1カ所の想定）	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等

について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名：インドネシア共和国（インドネシア）
 案件名：下水道事業経営能力向上プロジェクト

Project for Capacity Development of Sewerage Business Management

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における下水道セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という。）では経済成長に伴い都市化が進み、基本的な都市基盤の整備が求められているが、都市規模の集約型汚水処理普及率は 5%に未満とされており、また、首都ジャカルタにおいても未だ 12%程度とされており、生活排水による河川・地下水の汚染、それらに起因した都市の衛生問題が懸念されている。

同国は、2020-2024 年国家中期開発計画において、2024 年までに、適切な²衛生設備を利用する住宅に住む世帯が、ベースライン（2018 年）の 74.6%から 90% に、安全な（処理を伴う）³衛生設備を利用する住宅に住む世帯が 7.42%から 15% に増加することを目指すとしている。同国の取組を支援するため JICA はこれまで公共事業省に「下水管理アドバイザー」を派遣し、中央政府の能力強化を進めるとともに、技術協力プロジェクトを通じてジャカルタの汚水管理マスタープラン等を策定し、下水道整備能力向上を図るとともに、現在、円借款「ジャカルタ下水道整備事業（第 6 区）（フェーズ 1）」（2019 年借款契約承諾）及び「ジャカルタ下水道整備事業（第 1 区）」（2020 年借款契約承諾）を通じてハード面の下水道整備を支援している。

下水道管理組織は大規模な下水道整備に係る戦略策定や運営経験が不足しており、円借款事業完成後の適切な運営・維持管理を確保するためには、アセット管理能力、経営計画策定や財務面を含む組織的な下水道管理能力の向上が必要な状況である。またバリ州デンパサール⁴においては、1994～2014 年に実施された円借款「デンパサール下水道整備事業」（フェーズ 1 及び 2）及び自国予算により下水道インフラ施設が整備されたが、フェーズ 1 で整備された施設は既に供用開始以来 15 年以上を経過し、老朽化や管路腐食による事故が生じており、施設・設備の適切な維持管理とアセット管理に係る能力向上が必要な状況である。

本技術協力は、インドネシア政府の要請を受けて、ジャカルタ特別州とデンパサールにおける下水道事業の運営・維持管理実施機関を対象に、適切なアセット管理と持続可能な O&M に係る組織的・技術的能力を強化し、持続可能な事業運営能力の向上を支援するものである。本事業を通じて、有償資金協力の開発効果の発現・増大だけではなく、今後の両都市における下水道事業の運営能力の向上に寄与する。

² 屋外排泄することなく個別に処理を行うことができる機能を有するオンライン設備に接続されている状態。

³ 集約処理へ接続がされているか、もしくは腐敗槽設備を使用しており、その腐敗槽の汚泥が定期的に引き抜きされ、汚泥処理施設にて処分されている状態。

⁴ 本文中「デンパサール」は、デンパサール下水道のサービス区域（デンパサール市内、サヌール地域、クタ・スミニヤック地域）を指す。行政区としてはデンパサール市とバドゥン県の一部である。

（2）下水道セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、

課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対インドネシア共和国国別開発協力方針（2017年9月）における重点分野（中目標）の一つとして、「（2）均衡ある発展を通じた安全で公正な社会の実現に向けた支援」が掲げられており、同分野の事業展開計画においては、生活の質の向上を図るための上下水道等の基礎インフラ整備、海洋・河川等の水質改善等の居住環境の改善、およびこれらを管理する地方自治体の制度・組織・能力向上が含まれている。さらには、対インドネシア共和国 JICA 国別分析ペーパー（2018年6月）においても、居住環境改善プログラムとして、技術協力等を通じ、中央及び地方政府の下水部門実施体制の強化、及び下水道公社の運営・維持管理能力の向上等に係る支援を挙げており、本事業はこれらの方針・分析と合致する。同ペーパーにおいて、インドネシアは先進国だけでなく途上国を含めたすべての参加国が 2030 年までの温室効果ガス排出削減を掲げ取り組む新しい枠組み「パリ協定」に合意し、気候変動対策への積極的な取り組みを示している。気候変動の影響に対して強靭な社会を形成するには、基本的インフラである下水道の強靭化が不可欠であり、本事業の実施は JICA グローバルアジェンダ「気候変動」の協力方針であるコベネフィット型気候変動対策に基づくものである。

また、環境管理分野の課題別事業戦略 JICA クリーン・シティ・イニシアティブにおいても「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」を掲げており、公的な汚水処理の運営主体に対する施設整備と能力強化支援を行うこととしており、同事業戦略に沿ったものである。

（3）他の援助機関の対応

3. (8) 2) の通り。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、対象地域（ジャカルタ特別州第1区・第6区及びデンパサール既存施設）において、適切なアセット管理と持続可能な維持管理に係る組織的・技術的能力向上を通じ、下水道事業のビジネスプラン（経営計画）策定能力強化に基づいた健全で持続可能な下水道事業運営の確立を図り、もってジャカルタ特別州とバリ州における下水道システムの持続可能な運営・維持管理の実現に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ジャカルタ特別州第1区・第6区及びバリ州デンパサール既存施設

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

- ・公共事業省人間居住総局衛生局 (Directorate of Sanitation, Directorate General of Human Settlements, Ministry of Public Works、インドネシア語名: Kementerian Pekerjaan Umum dan: PU)
- ・ジャカルタ特別州水道局排水管理部局(Wastewater Management Division, DKI Jakarta Water Resources agency、インドネシア語名: Dinas Sumber Daya Air: DSDA)
- ・ジャカルタ汚水処理地方公社(Jaya Regional Public Company for Wastewater Management、インドネシア語名: Perusahaan Umum Daerah Pengelolaan Air Limbah Jaya: Perumda PAL JAYA)

・バリ州公共事業局(Department of Public Works, Spatial Planning, Housing, and Residential Areas、インドネシア語: Dinas Pekerjaan Umum, Penataan Ruang, Perumahan, dan Kawasan Permukiman: DISPUPRKIM)

・管轄下のデンパサール汚水管理地方技術実施ユニット (Regional Technical Implementation Unit for Wastewater Treatment、インドネシア語名: Unit Pelaksana Teknis Daerah Pengolahan Air Limbah: UPTD PAL)

最終受益者：

・ジャカルタ特別州第1区・第6区及びバリ州デンパサール周辺住民

(4) 総事業費(日本側)：約5億円

(5) 事業実施期間

2026年4月～2030年4月を予定(計48カ月)

(6) 事業実施体制

実施機関：

・Directorate of Sanitation, Directorate General of Human Settlement, Ministry of Public Works

・Wastewater Management Division, Water Resources Agency, DKI Jakarta Provincial Government

・Perumda PAL JAYA

・UPTD PAL, Department of Public Works (DISPUPRKIM), Bali Provincial Government

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣(合計約75M/M)：

・総括(下水道事業経営) (対象地: ジャカルタ特別州、デンパサール)

・副総括(財務計画/組織制度) (対象地: ジャカルタ特別州、デンパサール)

・施設管理(対象地: デンパサール)

・管渠工事設計(対象地: ジャカルタ特別州)

・既設管渠の工事計画(調査) (対象地: デンパサール)

・土木建築施設の管理(リハビリ工事) (対象地: デンパサール)

・機械/電気施設(リハビリ工事) (対象地: デンパサール)

・気候変動対策/意識啓発/調整(対象地: ジャカルタ特別州、デンパサール)

② ローカルコンサルタント

・戸別接続促進

・管渠調査(設計)

・管渠調査(管渠リハビリ)

・リハビリ工事補助

③ 研修員受け入れ: 下水道事業の経営計画、施設の維持管理等

④ 機材供与・工事: モニタリングと調査に必要な装置とツール、デンパサールにおけるリハビリ工事

2) インドネシア国側

- ① プロジェクト担当者（カウンターパート）の配置
 - ② 本事業に必要な施設・設備、日本側で用意する機材設置スペース
 - ③ 日本側専門家のためのオフィススペース、及びオフィス家具、インターネット接続、電気、エアコン等のユーティリティ
 - ④ 設備・機械を設置するための土地またはスペース
 - ⑤ カウンターパートの国内経費（交通費、宿泊費、日当等）
 - ⑥ 事務所の電気、水道、ガス・燃料、通信等の光熱水費
 - ⑦ 日本側が提供するものを含む、施設・設備・機械等の維持管理費
 - ⑧ プロジェクト実施のための人員費
 - ⑨ JICAが提供する輸入機器の免税措置（関税等）のための便宜供与
- (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

① 下水管管理アドバイザー

公共事業・国民住宅省に専門家が配属されており、実施中の有償資金協力に係る設計内容・施工管理等への助言を行っている。当該専門家との協働により、管渠を含む下水処理施設の持続性（運営・維持管理含む）及びインフラの質の確保に向けた事業実施が期待できる。

- ② デンパサール下水道整備事業（1994年11月借款契約締結）
- ③ デンパサール下水道整備事業（2）（2008年3月借款契約締結）
上記有償資金協力によって整備された下水道処理施設（管渠含む）が、本事業で支援するビジネスプラン（経営計画）に基づいて、適切に運営・維持管理されることが期待される。
- ④ ジャカルタ下水道整備事業（第6区）（フェーズ1）（2019年7月借款契約締結）
- ⑤ ジャカルタ下水道整備事業（第1区）（2020年3月借款契約締結）
上記有償資金協力によって整備される下水道処理施設（管渠含む）が、本事業で支援するビジネスプラン（経営計画）に基づいて、適切に運営・維持管理されることが期待される。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

① アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）

借款事業 City-wide Inclusive Sanitation Project（2024-2030）では、Mataram、Pontianak、Semarangの3都市にて、下水道整備借款事業の一環として、都市レベルでの維持管理ガイドラインの作成やコストリカバリーに向けた料金徴収その他の財務対策を含む規制枠組みの強化、下水道管理事業体の能力強化と組織面の有効性向上等を支援する。

② KIAT（Indonesia Australia Partnership for Infrastructure）

持続可能な運営・維持管理とコストリカバリーに向けた、水道下水道事業体への制度的・組織的助言と能力強化、戸別接続のための意識向上、料金設定などを支援している。Sanitation Infrastructure and Institutional Support（2023-2026）事業では Gorontalo、Banda Aceh、Cirebon、Padang、Banjarmasinの5地方自治体において、各都市のセクター計画文書の作成、設備投資計画作成、能力開発計画作成、研修計画を含む支援を実施している。Palembang市においては、組織体制の構築、下水管管理組織の経営計画、料金

徴収、汚泥処理計画等への支援が行われた（2024年に終了）。また、PU衛生分野に係る2025-2029年戦略計画策定を支援している。

③ 世界銀行(World Bank)

Bogor, Balikpapan, Gresik, Manado, Surakartaの5都市を対象とした下水道整備借款事業Citywide Inclusive Sanitation Project - SaniManTaP(2025-2030)の一部として、PU等中央政府への政策・制度面での支援を計画している。また、衛生を含む総合的な水管管理の視点から、より適切なサービス提供モデル構築のために、国レベルでの枠組み作りに係る調査を実施中である。

これらの他開発パートナーによる支援は、概ね対象都市が異なるため、本事業との重複は見受けられないが、将来的にも重複が発生せず整合性が保たれるように、継続した情報交換と調整が望ましい。本事業による好事例の収集・分析や対話促進において連携が可能であり、維持管理ガイドラインの作成や下水道管理におけるコベネフィット型気候変動対策においても学び合いや相乗効果が期待できる。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月版)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：

① 気候変動対策：本事業は、汚水、汚泥の適切な処理を行うことにより温室効果ガスの排出が削減され、気候変動対策の緩和策に貢献する。また、海面上昇対策による下水処理施設のレジリエンス強化により、気候変動への適応策に貢献する。また、本事業は気候変動対策とSDGsとのシナジーを最大化しトレードオフを最小限にする、コベネフィット型気候変動対策を実行している事例としてインドネシア政府と協働予定である。先方との協議により、以下の活動をプロジェクトの計画に取り入れることが合意された。

A) 対象地域(ジャカルタ特別州の第1区・第6区、デンパサールの既存施設)におけるコベネフィット型気候変動対策として見込まれる活動をレビューし定量的・定性的な評価を実施する(活動1-9、2-8)。

B) インドネシアの汚水管理におけるコベネフィット型気候変動対策の統合を支持する(活動3-6)。

② 貧困削減：本事業には下水道料金制度の検討も含まれるが、社会経済状況及び支払い意思額の調査に基づき、支払い可能額の多寡に応じたクロス・サブシディの検討も含め、貧困世帯が安全な衛生施設へのアクセスから排除されることがないよう配慮する。

3) ジェンダー分類：【対象外】■GI(ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)
<分類理由>調査にて社会・ジェンダー分析を行ったものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な指標等の設定に至らなかつたため。ただし、本事業では女性職員の能力強化を推進するとともに、ベースライン調査やモニタリングにおいて男女別にデータ収集・分析を行う予定。

その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標 :

ジャカルタ特別州第1区・第6区とデンパサールにおける都市規模の汚水管理システムのアセット管理とO&Mの持続可能性が確保され、インドネシアの汚水管理の方針策定に貢献する。

指標及び目標値 :

指標 1. ジャカルタ特別州 第1区・第6区及びデンパサールの既存施設においてベースラインと比較し、都市規模の汚水管理における持続可能なO&Mのための予測される財務バランス（収入／支出）が改善される。

指標 2. 機能する設備・機械や管渠の比率が、ジャカルタ特別州の第1区・第6区では国のベンチマーク以上に維持され、デンパサールの既存施設においてはプロジェクト開始時のベースラインと比較し増加する。

指標 3. プロジェクトから得られる教訓や知見が、国家中期開発計画（2030-2034）の策定において活用される。

指標 4. インドネシアにおいて、都市規模汚水管理システム（City scale SPALD-T）の改善計画やレビューが着手された公共下水運営事業体の数が増加する。

(2) プロジェクト目標 : ジャカルタ特別州第1区・第6区とデンパサールにおける都市規模の汚水管理システムの適切なアセット管理と持続可能なO&Mのための能力と戦略が整う。

指標及び目標値 :

指標 1. 適切なアセット管理と持続可能なO&Mのための制度的、財務的な調整を含む、DSDA・PAL JAYAとUPTD PALの経営計画が実施され、監視される。

指標 2. ジャカルタ特別州第1区・第6区及びデンパサールの既存施設において、予防保全の手続きに沿ったアセット管理と維持管理が訓練された人材によって実施される。

指標 3. ジャカルタ特別州第1区・第6区において収入見込みの改善策が取られ、デンパサールの既存施設におけるO&M予算がベースラインと比較して増加する。

(3) 成果

1) 成果1 : ジャカルタ特別州第1区・第6区における都市規模の汚水管理の適切なアセット管理と持続可能なO&Mのための組織的・技術的能力が向上する。

指標 1.1. 適切なアセット管理と持続可能なO&Mのための組織制度面、財務面の調整を含む、DSDA・PAL JAYAの経営計画が策定される。

指標 1.2. 見込としての戸別接続のための設計エリア（単位：ha）がジャカルタ特別州第1区・第6区において増える。

指標 1.3. 経営計画において定義された資質のある技術者数を含む、全ての関連する人材が、ジャカルタ特別州第1区・第6区の予防保全手続きのために、適切な知識が備わる。

2) 成果2: デンパサールの既存施設における都市規模の汚水管理の適切なアセット管理と持続可能なO&Mのための組織的・技術的能力が向上する。

指標 2.1. 適切なアセット管理と持続可能なO&Mのための組織制度、財務面の調整を含む、UPTD-PALの経営計画が策定される。

指標 2.2. パイロット・リハビリ工事、及び詳細な調査から得られた教訓と学びが、更なるリハビリ工事の計画と履行のために使われる。

指標 2.3. 経営計画において定義された資質のある技術者数を含む、全ての関連する人材が、デンパサールの既存施設の予防保全手続きのために、適切な知識が備わる。

3) 成果 3: 都市規模の汚水管理の適切なアセット管理と持続可能な O&M が中央政府によって促進される。

指標 3.1. 国家行政機関によって整備されたガイドラインを活用・参照する公共下水運営事業体の数: X。

指標 3.2. 汚水管理におけるコベネフィット型気候変動対策のまとめに関する説明用の書類が、準備される。

(4) 活動

1) 活動 1

1-1 適切なアセット管理及び持続可能な O&M のための準備として、汚水管理サービス当局 (ジャカルタ特別州政府と PAL JAYA) の組織制度上の能力評価を実施する。

1-2 適切なアセット管理と持続可能な O&M のための、収入と O&M 経費の予測を含む財務分析を行い、収入見込改善のための提案を行う。

1-3 DSDA と PAL JAYA の次期経営計画の策定及び適切なアセット管理と持続可能な O&M のためのジャカルタ特別州の役割確認を通して、組織制度・財政的に必要な強化と改善策を提案する。

1-4 効率的な管渠システム (建設) と下水道サービス利用者を増加させる目的で、現行制度 (管渠工事及び料金体系に関する調査研究を含む) の分析を実施する。

1-5 ジャカルタ特別州第 1 区・第 6 区の戸別接続のため新しい管渠 (面整備) エリアの測量・計画・設計を実施する。

1-6 既存インフラ施設 (管渠網及び、IPALD と IPLT⁵を含む汚水処理施設) において必要とされる、物理的な改善事項を特定するための調査を実施する。

1-7 インフラ施設／設備の健全性についての定義付けを含め、適切なアセット管理のための予防保全における計画・優先順位付けと実施のための手順を開発し実践する。

1-8 下水道サービス利用者を増加させるため、市民の意識を高める計画を策定し実行する。

1-9 ジャカルタ特別州 第 1 区・第 6 区のコベネフィット型気候変動対策として見込まれる活動をレビューし、定量的・定性的な評価を実施する。

2) 活動 2

2-1 適切なアセット管理及び持続可能な O&M のための準備として、汚水管理サービス当局 (バリ州政府と UPTD PAL) の組織制度面での能力評価を実施する。

2-2 適切なアセット管理と持続可能な O&M のための、収入と O&M 経費の予測を含む財務分析を行い、収入見込み改善のための提案を行う。

2-3 UPTD PAL の次期経営計画の策定及び適切なアセット管理と持続可能な O&M のためのバリ州政府の役割の確認を通して、組織制度・財務的な整備に必要な強化と改善策を提案する。

2-4 既存のインフラ施設 (管渠網、IPALD と IPLT を含む汚水処理施設) において必要とされる、物理的な改善を特定するための調査を実施する。

2-5 必要なリハビリ工事のための計画を準備し、パイロット・リハビリ工事を履行する。

⁵ IPALD は家庭排水処理施設、IPLTは汚泥処理施設のインドネシア語の略語。

- 2-6 インフラ施設／設備の健全性の定義付けを含む、適切なアセット管理のための予防保全の計画、優先順位付け、実施の手順を開発し、実践する。
- 2-7 下水道サービス利用者を増加させるため、市民の意識を高める計画を策定し実施する。
- 2-8 デンパサールのコベネフィット型気候変動対策として見込まれる活動をレビューし、定量的・定性的な評価を実施する。
- 3) 活動3
- 3-1 州／地方政府で資産管理される衛生インフラ施設（IPALD、IPLT、管路施設と設備）の健全性と運営状態をレビューする。
- 3-2 インドネシアにおける都市規模下水管理について、適切なアセット管理と持続可能なO&Mのためのベスト・プラクティスとケース・スタディを収集し、解析する。
- 3-3 国・州レベル間における都市規模の汚水管理の適切なアセット管理と持続可能なO&Mに関する対話を促進させる。
- 3-4 都市規模の汚水管理における適切なアセット管理と持続可能なO&Mのため、最低限の技術的な要求事項とベンチマークに関するガイドラインを整備し、州／地方政府への指導を行う。
- 3-5 ジャカルタ特別州第1区・第6区とデンパサールでのプロジェクト活動から得られる学びと教訓をまとめる。
- 3-6 インドネシアの汚水管理におけるコベネフィット型気候変動対策の統合を支持する。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：プロジェクトに対し関係機関と利害関係者の理解と協力が得られる。
- (2) 外部条件：
- ① 国家レベル、及びジャカルタ特別州、バリ州レベルにおいて、適切なアセット管理と持続可能なO&Mを支援するための政治的意志が存在する。
- ② 電気代の高騰や事故に伴う支出など、予期せぬ支出の増大が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

本案件に適用可能な教訓を有する類似案件としては、技術協力「ジャカルタ特別州下水道整備にかかる計画策定能力向上プロジェクト」（2015～2018年）が挙げられる。当該案件では、インドネシアでは下水道整備・運営に関わる組織が分散している上、異動が多いことを考慮し、単独の組織に対する技術移転だけでなく、横断的に関係者間の理解を深めると共に、組織への技術・知識の定着に努めた。具体的には、セミナー、ディスカッション、ワークショップなど多くの学びと対話の場を繰り返し提供した。発表を聞くだけのセミナーではなく、ディスカッションを大切にしたが、ディスカッションやワークショップを通じた能力強化は効果的であった。特に関係機関を集めた合宿型ワークショップでは、短い期間で密なディスカッションが可能となり、策定される計画の骨子について合意形成できたとされる。本事業では、経営計画の策定

及び州政府の役割の確認において、早い時期から関係機関やステークホルダーとの対話を通じて課題に対する共通理解を深め、協力体制を構築するように留意する。

7. 評価結果

本事業は、インドネシア共和国の開発課題・開発政策及び我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、下水道管理の向上を通じて衛生環境の改善及び住環境の向上に資するものである。また国際的な枠組みとして、SDG6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」の達成に直接的に貢献する他、SDG1「貧困の削減」、SDG3「すべての人々の健康と福祉を」、SDG8「働きがいも経済成長も」、SDG11「住み続けられるまちづくりを」、SDG13「気候変動に具体的な対策を」、にも間接的に貢献すると考えられる。これらのことから、本事業を実施する意義は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業終了 3 年後 事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニツツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家を派遣中である。受注者は、同専門家から有償資金協力「ジャカルタ下水道整備事業（第1区）」や「ジャカルタ下水道整備事業（第6区）（フェーズ1）」の進捗情報を適宜入手するなど連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA建設工事安全管理ガイド」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は、必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、

C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナーハウス、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

<指導科目>

下水管理アドバイザー

<派遣の目的>

- (1)同国の汚水衛生処理事業に係る政策・計画・ガイドライン・条例策定の支援を通じた中央・地方政府の能力向上および適正な事業経営（料金徴収制度・下水道ユーザーの確保）等の整備に対する支援
- (2)公共事業省及びジャカルタ特別州の下水道整備（有償資金協力）に係る設計内容・施工管理への助言を通じた、有償資金協力事業の施設完工後の自国政府による継続的発展性・インフラ品質の確保
- (3)同国での関連する分野（衛生・洪水対策等）での有償資金協力等の案件形成・事業進捗に資する政策面/技術面における助言

<活動内容>

活動(1)

- 1)効率的な汚水衛生処理施設整備に係る法令、省令、条例（地方規則）等の策定に係る議論を促進し、公共事業省及び関連する地方政府に対し必要な助言を行う。

活動(2)-1

- 1)有償資金協力の工事目的物の品質が確保されるよう履行体制全般のモニタリングを行い、必要に応じた各種ガイドライン（計画設計・施工・維持管理・戸別接続等）及び技術基準の策定支援を、公共事業省に対して行う。
- 2)効率的な戸別接続・継続した管渠整備事業が、自国予算において継続し実施出来るよう、必要な施策について議論を行う。

活動(2)-2

- 1)有償資金協力「ジャカルタ下水道整備事業（第1区）」や「ジャカルタ下水道整備事業（第6区）（フェーズ1）」における将来の維持管理の円滑な運営のため、コンサルタントおよびコントラクターを含む各ステークホルダーに対し、必要な技術的な助言を行う。

活動(2)-3

1)今後実施予定である「下水道経営能力向上プロジェクト」と連携し、同プロジェクトにおける適切なアセット管理と持続可能なO&Mに係る組織的・技術的能力の強化をより確実なものにするとともに、個別接続や料金徴収等にかかる各種法整備の推進を図る。

活動(3)

1)ジャカルタ特別州およびインドネシア各都市における、汚水衛生処理施設整備等に係る有償資金協力事業の案件形成に資する技術的（組織体制、事業運営改善等を含む）な助言を行う。

上記活動に支障のない範囲で、インドネシア政府やJICA在外事務所から要請のある関連活動、及びインドネシア側関連機関と十分な調整と連携の下、日本政府・日本の地方自治体・本邦企業等が行う活動への助言を行う。

＜期待される成果＞

(1)同国の汚水衛生処理事業を始めとする衛生セクターの事業運営の改善に向けた、中央・地方政府（州政府・基礎自治体）を含めた関係者の能力向上

(2)有償資金協力「ジャカルタ下水道整備事業（第1区）」及び「ジャカルタ下水道整備事業（第6区）（フェーズ1）」に含まれる工事目的物・エンジニアリングサービスが、十分な性能と品質が確保出来るようカウンターパート機関による品質管理向上のための助言・支援が行われる。また将来の安定的な料金収入が確保されるための対応策が明確になり、関係機関と共有される。

(3)インドネシア各都市における汚水衛生処理／都市内洪水対策をはじめとする関連施設に係る計画策定、事業運営の検討が図られ、有償資金協力事業の案件形成が迅速化される。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：国外における下水道事業経営に関する技術支援業務等

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：インドネシア国及び東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- ・成果1に関わる活動：ジャカルタ特別州第1区・第6区を対象に、目安としては4半期ごとに現地活動をコンスタントに行う。
- ・成果2に関わる活動：バリ州デンパサールの既存施設を対象に、目安としては4半期ごとに現地活動をコンスタントに行う。
- ・成果3に関わる活動：上記の成果1, 2の進捗を踏まえつつ、中央政府への都市規模の汚水管理の適切なアセット管理と持続可能なO&Mに関する制度面のアプローチとして、プロジェクト中期～後期に集中的に取り組む。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 79.96 人月

本邦研修に関する業務人月2.4を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数の目途 延べ92回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 戸別接続推進
- 管渠調査（設計）
- 管渠調査（管渠リハビリ）
- 工事補助（デンパサール）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 討議議事録（Record of Discussions : R/D）

2) 公開資料

➢ 詳細計画策定調査実施時期：2024年8月

JICA図書館公開サイト：

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000054623.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語 ⇄ インドネシア語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

363,814,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないで下さい）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

- 本案件は定額計上があります（86,045,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地調査に必要な装置とツール (供与機材／事業用物品)	「第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容、2. (1)プロジェクトの活動に関する業務(活動1-5、1-6、2-4等)」	5,000,000円	ジャカルタ特別州 第1区・第6区、およびデンパサールにおける管渠調査業務を想定(1期契約期間に上限500万円)	機材費
2	工事用機材(工事費含む)	「第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容、2. (1)プロジェクトの活動に関する業務(活動1-5、1-6、2-4等)」	25,000,000円	デンパサールにおけるパイロット・リハビリ工事／関連資機材 2式(施設・管渠で各1カ所の想定。1期、2期契約期間に夫々	機材費

		動2-5)」		上限1,000万円、 1,500万円。)	
3	戸別接続促進に 係る経費	「第3章 プ ロポーザル作 成に係る留意 事項 2. 業務 実施上の条件 (3)現地再委 託」	16,000,000円	ジャカルタ特別州 第1区・第6区におけ る、円借款事業で整 備予定の幹線管渠 からの戸別接続促 進。およびデンパサ ールにおける戸別 接続の改善。	再委託
4	管渠調査(設計)	「第3章 プ ロポーザル作 成に係る留意 事項 2. 業務 実施上の条件 (3)現地再委 託」	8,000, 000円	ジャカルタ特別州 第1区・第6区におけ る本事業での管渠 調査業務。	再委託
5	管渠調査(管渠 リハビリ)	「第3章 プ ロポーザル作 成に係る留意 事項 2. 業務 実施上の条件 (3)現地再委 託」	8,000,000円	デンパサールにお ける本事業での管 渠調査業務。	再委託
6	工事補助(デン パサール)	「第3章 プ ロポーザル作 成に係る留意 事項 2. 業務 実施上の条件 (3)現地再委 託」	8,000,000円	デンパサールにお ける本事業でのパ イロット・リハビリ 工事の補助業務。	再委託
7	本邦研修にかか る経費(2回分)	「第2章 特 記 仕様書案 第4条 業務	16,044,800円	研修1回あたり以下 の通り想定。 ・報酬(事前業務(3	報酬 国内業務費

	の内容、2. (2) 本邦研 修・招へい」		号 0.4人月及び5 号1人月で想定、提 案は認めない)、及 び同行(現時点では 3号0.5人月、5号0.5 人月:研修内容を踏 まえ提案、見直し 可)、直接経費 978,400円含む)	
--	-----------------------------	--	---	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consulting/rate.html>)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／○○	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u> ／○○	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

以 上